

様式第30号(第34条関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長



神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第17条第1項 第19条第1項 の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として(被告を代表する者は神奈川県市町村職員退職手当組合長)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

